

技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

- 1) 以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。
- 2) ここに示された技術基準原案は、国総研及び独法建研が、建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会を通じてその作成に当たったものであるが、一部について原案検討を行ったものも含まれている。

第四略 一略 イ略	改定案	第四略 一略 イ略	現行告示
ロ 上部構造に作用する荷重及外力を、免震材料のなによつて安全に上部構造に伝ふる構造とする。ただし、層間に生ずる免震層の著しい変位を防ぐための措置を講じ、かつ、地震に対して安全な支障のないこととを確保した場合作つては、当該措置により要請を緩和し、とがで	改定案	ロ 上部構造に作用する荷重及外力を、免震材料のなによつて安全に上部構造に伝ふる構造とする。と。	現行告示
ハ ト 略	改定案	ハ ト 略	現行告示
二 略	改定案	二 略	現行告示
イ合第二幕第一節から第七節のまでの規定、合第四十一条第一項本文及び第一項、第五十七、七条第五項、第六十一条の四第五項、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、第六十一条、第七十一条の二、第一項、第一号、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、第七十一条の四及び昭和五十八年建設省告示第二百一十号第一号において准用する規定を含む。）、平成十三年国土交通省告示第二百一十五号第一号、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、平成十一年国土交通省告示第二百一十五号第五、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、平成十一年国土交通省告示第二百一十五号第一、第二号、平成十二年国土交通省告示第二百一十五号第四、平成十四年国土交通省告示第二百一十五号第一号、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、並びに平成十四年国土交通省告示第二百一十五号第二項を除く。）、に適合する。と。	改定案	イ合第二幕第一節から第七節のまでの規定、合第四十一条第一項本文及び第一項、第五十七、七条第五項、第六十一条の四第五項、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、第六十一条、第七十一条の二、第一項、第一号、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、第七十一条の四及び昭和五十八年建設省告示第二百一十号第一号において准用する規定を含む。）、昭和五十七年建設省告示第五十六号第二号、昭和五十八年建設省告示第二百一十九号第五、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、昭和六十年建設省告示第八百五十九号第二、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、並びに昭和六十二年建設省告示第五百九十八号第一号、基礎及び基礎けりに関する部分に限る。）、を除く。）、に適合する。と。	現行告示

ロ	ホ	略
へ 下部構造及び開閉の構造物その他の物件との水平距離を上部構造の部分に、次の表に掲げる該部分の開閉の使用の状況は、但し距離以上とする。		
	開閉の使用状況	距離(メートル)
(一)	通行の用に供する場合	一・一
(二)	(一)に掲げる場合以外での通行がある場合	〇・五
(三)	(一)及び(二)に掲げる場合以外の場合	〇・四
ト	略	
三	略	
四 免震建築物の開閉を安全上支障のある空間を生ずおそれのないものとする。		
イ	略	
丑	略	
六 暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置として、構造耐力上安全であるものを確める。		
セ	略	
第五 第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要技術的基準のうち、耐火性能関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハの並びに第四号から第九号まで、第六に規定する構造計算を行う場合にあつては、更に第二号並びに第四第一号ハ③及び第二号ハの規定を含むものとする。		

第六 令第八十一條第二項第 五号ただし書に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安きを確保するため必要な構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従った構造計算とする。

2 免震層について、次は定める構造計算を行うこと。

- 一 地震時及び震動時を除き、令第八十 条第 号から第 号まで 地震又は風速に係る部分を除く。）に定めるところとする。この場合において免震材料の許容応力度は、第二項に定めるところとする。
- 二 震動時を除き、令第八十 条の六第 号 震動に係る部分を除く。）に定めるところとする。この場合において 免震材料の材料強度は、第三項に定めるところとする。

三 略

四 略

$$\alpha I = \beta \alpha$$

この式において m 、 β 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m α 各免震材料の設計阻害形状

β 各免震材料の面量の支役条件に関する数値で、免震材料の種類に応じて次の表に掲げる数値。ただし、免震材料作用する面事關する変形の特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確認された場合は、この限りでない。

免震材料の種類		β の数値
支役材 弾性系	地震に對する数値	〇・八

第六 令第八十一條第二項第 五号ただし書に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安きを確保するため必要な構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従った構造計算とする。

- 一 地震時を除き、令第八十 条第 号から第 号まで 地震に係る部分を除く。）に定めるところとする。この場合において 免震材料の許容応力度は、次項に定めるところとする。
- 二 令第八十 条の六第 号に定めるところとする。この場合において 免震材料の許容応力度は、第二項に定めるところとする。ただし、上部構造が第四第 号、五号及び六号の規定に、上部構造が第三号及び第四第三号の規定に適合している場合は、一 地震時及び上部構造については、令第八十 条の六第 号に定める計算を行うこと。

三 略

四 略

$$\alpha I = \beta \alpha$$

この式において m 、 β 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m α 各免震材料の設計阻害形状

β 各免震材料の面量の支役条件に関する数値で、免震材料の種類に応じて次の表に掲げる数値。ただし、免震材料作用する面事關する変形の特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確認された場合は、この限りでない。

免震材料の種類		β の数値
支役材 弾性系		〇・八

	すべり系及び転がり系		風に對する数値	
			地震に對する数値	風に對する数値
減震材			〇・九	〇・九
復元材			一・〇	一・〇

δ α 第二項に定める免震材料の本並構造形状 (単位:メートル)

五 地震下り免震層を生ずる本並方向の最大の層間変位 (以下「免震層の応答変位」といふ。)を次に定めるところにより計算し、当該免震層が免震層の許容変位を超えないことを確かめること。

イ・ロ 略

ハ 免震層の地震応答変位を次の式により計算すること。

$$\delta = 1.1 \alpha$$

この式において α 及び δ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ホ 免震層の地震応答変位 (単位:メートル)

ロ 略

六 風により免震層を生ずる本並方向の最大の層間変位 (以下「免震層の風応答変位」といふ。)を次に定めるところにより計算し、免震層の設計阻害変位を超えないことを確かめること。この場合において、第四第一号ただし書の規定に基づき算出した構造によつて免震層の風応答変位の最大値が別に定まる場合には、当該最大値を免震層の風応答変位とすることができ

	すべり系及び転がり系	
減震材		
復元材		

δ α 第二項に定める免震材料の本並構造形状 (単位:メートル)

五 地震下り免震層を生ずる本並方向の最大の層間変位 (以下「免震層の応答変位」といふ。)を次に定めるところにより計算し、当該免震層が免震層の許容変位を超えないことを確かめること。

イ・ロ 略

ハ 免震層の地震応答変位を次の式により計算すること。

$$\delta = 1.1 \alpha$$

この式において α 、 δ 及び δ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ホ 免震層の地震応答変位 (単位:メートル)

ロ 略

六 上部構造と当該免震層の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、それぞれ前号に規定する免震層の応答変位の二・二五倍以上で、かつ、当該応答変位に〇・二メートルを加えた数値以上の数値 (当該免震層とその周囲の構造物等との間の空間を通行の用に供する場合においては、更に〇・六メートルを加えた数値とする。)であることを確かめること。

イ 暴風時に建築物に作用する風圧力を、令第八十七条の規定によって計算した風圧力の一・六倍の数値として計算すること。

ロ 建築物にイに規定する風圧力並びに令第三十八條第二款に規定する荷重及び外力（令第八十七条に規定する風圧力を除き、暴風時に建築物に作用するものに限る。）が作用する場合に免震層に生ずる水平方向の力を計算すること。

ハ 免震層の風応答変位を、免震層に漸増する水平力を加える場合において、当該水平力がロに規定する力に達するときの免震層の変形として求めること。

七十九 略

三 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十條第二号の規定に該当しないものとした免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となる場合にあつては、第一号及び第二号の規定については、この限りでない。

一 令第八十二條第一号から第三号までに定めるところによること。この場合において、令第八十八條に定めるところにより地震力を計算するに当たっては、同条第一項中「建築物の地上部分」とあるのは「免震建築物のうち下部構造を除いた部分」と読み替えるものとし、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

(式 略)

二 令第八十二條の六第二号に定めるところによること。ただし、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあつては、この限りでない。

三 上部構造の各階の層間変形角（第一号の地震力によって各階に生ずる層間変

七十九 略

十一 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

イ 地震時に限り、令第八十二條第一号から第三号までに定めるところによること。この場合において、令第八十八條に定めるところにより地震力を計算するに当たっては、同条第一項中「建築物の地上部分」とあるのは「免震建築物のうち下部構造を除いた部分」と読み替えるものとし、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

(式 略)

ロ 上部構造の各階の層間変形角（イの地震力によって各階に生ずる層間変

変位の当該各階の高さに対する割合をいう。）が三分分の一（上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあつては、二百分の一）以内であることを確かめること。

四 上部構造の最下階の床版が水平力によって生ずる力に対して、構造耐力上有効に免震層に伝えることを確かめること。

五 下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、上部構造の部分ごとに、それぞれ免震層の地震応答変位に次の表に掲げる当該部分の周囲の使用の状況に応じた距離を加えた数値以上であること及び免震層の風応答変位以上であることを確かめること。

周囲の使用状況	距離（単位：メートル）
通行の用に供する場合	〇・八
（イ）に掲げる場合以外の人の通行のある場合	〇・二
（ロ）及び（ハ）に掲げる場合以外の場合	〇・一

六 令第八十二條第四号の規定によること

七 令第八十二條の五の規定によること

四 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 地震時を除き、令第八十二條第一号から第三号まで一階層に係る部分を除く。）に定めるところによること。

二 令第八十二條の六第二号に定めるところによること。ただし、第三及び第四第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

三、四 略

位置の当該各階の高さに対する割合をいう。）が三分分の一（上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあつては、二百分の一）以内であることを確かめること。

十二、十三 略

十四 令第八十二條の五の規定によること

十五 略

許容応力度		長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）		短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	
種類	圧縮	せん断	圧縮	せん断	
支承材	$R_c/3$	R_{s1}	$2R_c/3$	R_{s2}	
復元材	—	R_{s1}	—	R_{s2}	
減衰材	—	R_{s1}	—	R_{s2}	

この表において、 R_c 、 R_{s1} 及び R_{s2} は、それぞれの数値を表すものとする。
 R_c 支承材の鉛直基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 R_{s1} 免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の一の変形を与えた時の水平方向の応力度又は水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を三で除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 R_{s2} 免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の二の変形を与えた時の水平方向の応力度又は水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を一・五で除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

許容応力度		長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）		短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	
種類	圧縮	せん断	圧縮	せん断	
支承材	$R_c/3$	R_{s1}	$2R_c/3$	R_{s2}	
復元材	—	R_{s1}	—	R_{s2}	
減衰材	—	R_{s1}	—	R_{s2}	

この表において、 R_c 、 R_{s1} 及び R_{s2} は、それぞれの数値を表すものとする。
 R_c 支承材の鉛直基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 R_{s1} 免震材料に定める当該免震材料の水平基準変形の三分の一の変形を与えた時の水平方向の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 R_{s2} 免震材料に定める当該免震材料の水平基準変形の三分の二の変形を与えた時の水平方向の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

2. 採光規定の合理化（案）の概要について

次の全ての条件を満たす建築物の開口部について、採光に有効な部分の面積の算定方法を新たに定める。

- ① 「商業地域・近隣商業地域」の住宅の居室に設けるものであること
- ② 外壁の開口部を有する居室（同一住宅内のものに限る。）と区画する壁に設けられるものであること
- ③ ②の外壁の開口部の面積は、外壁の開口部ごとの面積に補正係数を乗じたものの合計が、外壁の開口部を有する居室と他の居室との床面積の合計に $1/7$ を乗じた面積以上であること

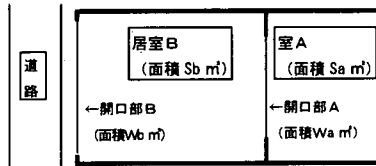
（算定方法）

当該開口部の面積を採光に有効な開口面積とする。

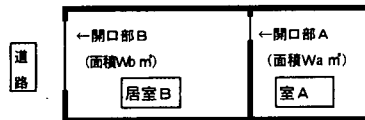
【例】

上記の措置により次の室Aを新たに住宅の居室とすることができるようになる。

【平面図】



【断面図】



$$W_a \geq S_a / 7 \quad \text{かつ} \quad W_b \cdot k \geq (S_a + S_b) / 7$$

（ k ：開口部Bの採光補正係数）

1. 建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。

建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。）で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下単に「開口部」という。）を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

改正案

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一（Ⅰ）項の規定に基づき、同表（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一（Ⅰ）項の規定に基づき、同表（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

建築基準法施行令第四十六条第四項表一（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める。

建築基準法施行令第四十六条第四項表一（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一（Ⅰ）項から（Ⅳ）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

一〇九 略

一〇九 略

十 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で貫（柱との仕口にはくさびを設けたもの）に限り、当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限り、（一）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡（竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくさぎ（JIS A5508—1992に定めるSFN25又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、バーム縄、ビニール縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する

粘性のある砂質粘土に対して〇・六キログラムのわらすきを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して百五十リットルの砂及び〇・七キログラムのみみすきを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を全面に塗り、塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く）を七センチメートル以上とした土壁を設けた軸組

十一 別表第三（Ⅰ）欄に掲げる木材（含水率が十五パーセント以下のものに限る。）を、同表（Ⅱ）欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないものに限る、大入れ又は短はぎ差しによつて柱及びはり、けた、土台その他の横架材に繋結したものに限る。）を設けた軸組

十二 厚さ二・七センチメートル以上で幅十三センチメートル以上の板状の木材（継手のないものに限る、含水率が十五パーセント以下のものに限る、以下（Ⅰ）の号において「落とし込み板」という。）に小径が一・五センチメートル以上で相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さとした角材の端（なら、けやき又はこれらと同等以上のめり込みに対する強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。）を六十二センチメートル以下の間隔で配置し、落とし込み板相互の上下に接する部分の幅を二・七センチメートル以上としてはり、けた、土台その他の横架材相互間全面に落とし込み板を柱に設けた溝（構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。）に入れて水平に積み上げた壁を設けた軸組（柱相互の間隔を百八十センチメートル以上、かつ、二百三十センチメートル以下としたものに限る。）

十三 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一（Ⅰ）項若しくは（Ⅱ）項に掲げる壁（土壁壁を除く。）と第十号又は第十一号に掲げる壁と

を併用した軸組

十四 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)、第一号又は第二号に掲げる壁及び第十号又は第十一号に掲げる壁を併用した軸組

十五 第十二号に掲げる壁と令第四十六条第四項表一(一)項又は(二)項に掲げる壁とを併用した軸組

十六 第一号若しくは第二号又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁に限る。))とを併用した軸組

十七 第一号若しくは第二号又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁、第一号又は第二号に掲げる壁、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁に限る。))を併用した軸組

十八 第十二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁に限る。))及び令第四十六条第四項表一(二)項に掲げる壁を併用した軸組

十九 第十二号に掲げる壁と令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かい(同表(五)項に掲げるもの及び(六)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。))とを併用した軸組

二十 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かい(同表(五)項に掲げるもの及び(六)項のうち(四)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。))を併用した軸組

二十一 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)、第一号若しくは第二号に掲げる壁、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かい(同表(五)項に掲げるもの及び(六)項のうち(四)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。))を併用した軸組

たものを除く。))を併用した軸組

二十二 第十二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(二)項に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かい(同表(五)項に掲げるもの及び(六)項のうち(四)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。))を併用した軸組

二十三 第一号から第四号までに掲げる壁のうち一と第十二号に掲げる壁とを併用した軸組

二十四 第一号から第四号までに掲げる壁のうち二と第十二号に掲げる壁とを併用した軸組

第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 七 略

八 第一第十号に定める軸組にあつては、一・五(中塗り土を片面のみから塗った軸組にあつては、一・〇)

九 第十一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三は欄に掲げる数値

十 第十二号に定める軸組にあつては、〇・六

十一 第一第十三号から第二十四号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第四号まで若しくは第八号から第十号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五)

別表第一及び別表第二 略

別表第三

木材	(イ)	格子の間隔(単位)	(ロ)	倍率	(ハ)
----	-----	-----------	-----	----	-----

第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 七 略

別表第一及び別表第二 略

	見付け幅(単位)	厚さ(単位)	センチメートル	
③	センチメートル 四・五以上	センチメートル 九・〇以上	九以上 かつ 一六 以下	〇・九
②	九・〇以上	九・〇以上	一八以上 かつ 三 以下	〇・六
①	一〇・五以上	一〇・五以上	一以下	一・〇

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）
（傍線部は改正部分）

改正案

現
行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支柱、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面对する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目との断面、アルミニウム合金材の支柱、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度並びに鉄筋の引張りの許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支柱及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目との断面、アルミニウム合金材の

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面对する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継ぎ目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮せん断及び付着の許容応力度並びに組立体（鉄筋コンクリート組立体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組体の付着の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継ぎ目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の

支圧 アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリンゲタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組構体の圧縮の材料強度並びに鉄筋の引張りの材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度並びに鉄筋コンクリート組織体の圧縮の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

平成十三年六月十二日

国土交通大臣 林 寛子

平成十三年六月十二日

国土交通大臣 林 寛子

第一 特殊な許容応力度

第一 特殊な許容応力度

一
十一
略

略

十二 鉄線の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位「平方ミリメートルにつきニュートン」）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位「平方ミリメートルにつきニュートン」）
F 1.5	F
この表において、Fは、鉄線の種類及び品質に応じて第三第八号に規定する基準強度（単位「平方ミリメートルにつきニュートン」）を表すものとする。	

とす。

第二 特殊な材料強度

第二 特殊な材料強度

一
十
略

略

十一 鉄線の引張りの材料強度は、第一第十一号の表に規定する短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値によらなければならない。

- 第三 基準強度
一五 略
六 略 (タッピンねじ)
七 略 (アルミの基準強度)
八 第十一号に規定する鉄線の基準強度は、次の表の数値とする。

種類及び品質			基準強度(単位: 平方ミリメートルにつきキログラム)
普通鉄線	SWMB	径が九ミリメートル以下のもの	二三五
溶接金網用鉄線	SWMP		

この表において SWMB 及 GSWMP は、JIS G 三三三(鉄線) ― 二〇〇〇 に規定する SWMB 及 GSWMP を、それぞれ表すものとする。

- 第三 基準強度
一五 略
六 略 (タッピンねじ)
七 略 (アルミの基準強度)

改 定 案				現 行			
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第四号の規定に基づき、建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を次のように定める。 建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件 第一 略				建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第四号の規定に基づき、建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を次のように定める。 建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件 第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）以下「令」という。（第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起らないことを検証することが必要な場合は、建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合とする。			
建築物の部分			条件式	建築物の部分			条件式
略	略	略	略	木造	はり（床面に用いるものに限る。以下この表において同じ。）	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{12}$	$\frac{t}{\ell} > \frac{1}{30}$
鉄骨造	はり	デッキプレート版（床版としたもののうち平成十四年国土交通省告示第三百二十六号第一号から第三号までの規定に適合するものに限る。）	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{15}$	鉄骨造	はり	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{15}$	
略	略	略	略	床版（片持ち以外の場合）			

令 82 条（82 使用上の支障.doc）-1

改 定 案				現 行			
この表において、t、ℓ、D及びℓは、それぞれ次の数値を表すものとする。 t 床版の厚さ（単位 ミリメートル） ℓ 床版の短辺方向（デッキプレート版にあつては、みぞの方向）の有効長さ（単位 ミリメートル） D はりのせい（単位 ミリメートル） ℓ はりの有効長さ（単位 ミリメートル）				この表において、t、ℓ、D及びℓは、それぞれ次の数値を表すものとする。 t 床版の厚さ（単位 ミリメートル） ℓ 床版の短辺方向の有効長さ（単位 ミリメートル） D はりのせい（単位 ミリメートル） ℓ はりの有効長さ（単位 ミリメートル）			
建築物の部分			条件式	建築物の部分			条件式
略	略	略	略	鉄筋コンクリート造	床版（片持ちの場合）	$\frac{t}{\ell} > \frac{1}{10}$	
略	略	略	略	鉄骨鉄筋コンクリート造	はり	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{10}$	
アルミニウム合金造	はり	略	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{10}$		はり	$\frac{D}{\ell} > \frac{1}{12}$	

令 82 条（82 使用上の支障.doc）-2

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合にあつては、当該数値を用いることができる。			
構造の形式		変形増大係数	
木造		二	
鉄骨造		一	
鉄筋コンクリート造		床版	十六
鉄骨鉄筋コンクリート造		はり	八
鉄骨鉄筋コンクリート造			四

一 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合にあつては、当該数値を用いることができる。			
構造の形式		変形増大係数	
鉄骨造		略	
略		略	略
略		略	略
アルミニウム合金造		略	

改正案				現行			
別表第二（品質基準及びその測定法等）				別表第二（品質基準及びその測定法等）			
（い） 建築材料の 区分	（ろ） 品質基準	（は） 測定法等		（い） 建築材料の 区分	（ろ） 品質基準	（は） 測定法等	
第一第二号 に掲げる建 築材料	一 略	一 略	二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント（併ひの基準値が十パーセント以上）かつ、地震力等による塑性変形を生じない部分に用いるものにあつては四・五パーセント）以下の範囲で、C、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、P、S及びの化学成分の含有量の基準値が定められていること。	第一第二号 に掲げる建 築材料	一 略	一 略	二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下の範囲で、C、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、P、S及びの化学成分の含有量の基準値が定められていること。

第一第二号 に掲げる建 築材料	三三七 略	三三七 略
第一第二号 に掲げる建 築材料	三三七 略	三三七 略

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第一項第二号及び同令第六十八条第五項の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。

平成十五年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

ボルト接合による場合の安全さを確かめることができる構造計算の基準を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第六十七条第一項第二号に規定する構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五を除く。）を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、ボルト接合の構造方法の実況に応じて建築物に有害な損傷、変形及び耐力の低下その他の構造耐力上及び使用上の支障を生じないことを確かめること。

第二 令第六十八条第五項に規定する構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、ボルト孔への金具の

溶接、モルタル等の充填その他の措置を講じ、同条第四項の規定によるボルト接合と同等以上に接合部分の著しいずれ等の変形及び耐力の低下を防止した場合にあつては、この限りでない。

一 第一に規定する構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、ボルト接合の構造方法の実況に応じて建築物に有害な損傷、変形及び耐力の低下その他の構造耐力上及び使用上の支障を生じないことを確かめること。

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和三十五年政令第百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、中略、コンクリート充填鋼管の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、同第六十七條第二項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合及び同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る許容応力度並びに同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合に係る許容応力度、以下「特殊許容応力度」という。）並びに同第九十九条の規定に基づき、木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集材材等の繊維方向、集材材等のめり、及び集材材等の圧縮材の座屈の材料強度、（中略）コンクリート充填鋼管の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度並びに同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合及び同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る材料強度並びに同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合に係る材料強度、以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。 特殊許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 第一 特殊許容応力度 一 十一 略 十一 令第六十七條第二項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合及び同第	建築基準法施行令（昭和三十五年政令第百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、中略、コンクリート充填鋼管の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、以下「特殊許容応力度」という。）並びに同第九十九条の規定に基づき、木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、中略、コンクリート充填鋼管の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。 特殊許容応力度及び特殊な材料強度を定める件・ 第一 特殊許容応力度 一 十一 略

六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る許容応力度並びに同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合に係る許容応力度について、国土交通大臣が第二、第八章第四款に定める数値と異なる数値を指定した場合は、当該許容応力度は、その指定した数値とする。 第一 特殊な材料強度 一 十 略 十一 令第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合及び同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る材料強度並びに同第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合に係る材料強度について、国土交通大臣が第二、第八章第四款に定める数値と異なる数値を指定した場合は、当該材料強度は、その指定した数値とする。 第二 基準強度 一 八 略	第一 特殊な材料強度 一 十 略
第二 基準強度 一 八 略	第二 基準強度 一 八 略

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることのできる構造計算を次のように定める。

エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件

第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 ダンパー部分 建築物の構造耐力上主要な部分のうち弾塑性系エネルギー吸収部材（地震によって建築物に作用するエネルギーを吸収するために設けられた弾塑性系の部材をいう。）を用いて構成される部分（弾塑性系エネルギー吸収部材を相互に又は周囲のはり等に接合するために設けた十分な剛性及び耐力を有する部材を含む。）で、地震による繰り返し変形を受けた後に剛性及び耐力が低下せず、かつ、建築物の自重、積載荷重、積雪その他の鉛直方向の荷重を支えないものをいう。

二 主架構 建築物の構造耐力上主要な部分のうち、ダンパー部分を除いた部分をいう。

第二 地震時を除き、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号まで（地震に

係る部分を除く。）に定めるところによること。

第三 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。

第四 建築物の地上部分について、次に定める構造計算を行うこと。

一 地震により建築物に作用するエネルギーを次の式によって計算すること。

$$E_D = \frac{1}{2} M \cdot V_D^2$$

この式において、 E_D 、 M 及び V_D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_D 地震により建築物に作用するエネルギー（単位 キロニュートンメートル）

M 建築物の地上部分の全質量（固定荷重及び積載荷重の和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）を重力加速度で除したものをいう。以下同じ。）（単位 トン）

V_D 次の表の式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギーの速度換算値（単位 メートル毎秒）。ただし、建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギー

1 の速度換算値を別に定めることができる場合は、当該値とすることができる。

$T_d < 0.16$ の場合	$V_D = r \cdot \frac{T_d}{2\pi} (0.64 + G_s) Z G_s$
$0.16 \leq T_d < 0.64$ の場合	$V_D = r \cdot \frac{T_d}{2\pi} 1.6Z G_s$
$0.64 \leq T_d$ の場合	$V_D = r \cdot \frac{1}{2\pi} 1.024Z G_s$

この表において、 T_d 、 Z 、 G_s 及び r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_d 建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって計算した建築物の周期（単位：秒）。ただし、建築物と地盤との相互作用に応じて当該周期を別に計算することができる場合は、当該計算によることができる。

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

G_s 令第八十二条の六第三号の表に規定する G_s の数値

r T_d に応じて次の表に掲げる式によって計算した数値

$T_d < 0.16$ の場合	$1.00 - \frac{0.10}{0.16} T_d$
$0.16 \leq T_d < T_1$ の場合	0.90

$T_1 \leq T_d < T_2$ の場合		$0.90 + 0.10 \frac{T_d - T_1}{T_2 - T_1}$
$T_2 \leq T_d$ の場合		1.00

この表において、 T_1 及び T_2 は、昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第二の表中 T_c に関する表に掲げる地盤の種別に応じて、次の表に掲げる数値（単位：秒）

地盤の種別		T_1	T_2
第一種地盤		〇・五七六	〇・六四〇
第二種地盤		〇・八六四	〇・九六〇
第三種地盤		一・一五二	一・二八〇

二 建築物が損傷限界に達する時（一階（建築物の地上部分の最下階をいう。以下同じ。）に生ずる層せん断力に対する第 i 階に生ずる層せん断力の比を昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三を準用して求めた A_i の数値（ T の定義中「第二に定める T の数値」とあるのは「第四第一号に規定する T_d の数値」と読み替えるものとする。）として算定した層せん断力その他の各階に作用する力によって、主架構の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する時をいう。以下同じ。）までに吸収することができるエネルギーを、次の式によって計算する。）。

$$W_i = \sum \{W_{f_i} + (W_{a_i} + W_{a_{0i}})\}$$

この式において $s w_e$ 、 $w f_i$ 、 $w d e_i$ 及び $w d p i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 $s w_e$ 建築物が損傷限界に達する時までに吸収することができるエネルギー（単位 キロニュートンメートル）

$w f_i$ 第 i 階の主架構に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーで、次の式によって計算した数値（単位 キロニュートンメートル）

$$w f_i = \frac{1}{2} Q f_i \cdot \delta_i$$

この式において、 $Q f_i$ 及び δ_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q f_i$ 建築物が損傷限界に達する時に第 i 階の主架構に生ずる層せん断力（単位 キロニュートン）

δ_i $Q f_i$ の値を第 i 階の主架構の水平方向の剛性で除して得た第 i 階の層間変位（以下「損傷限界時層間変位」という。）（単位 メートル）

$w d e_i$ 第 i 階のダンパー部分に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーで、次の

式によって計算した数値（単位 キロニュートンメートル）

$$w d e_i = \frac{1}{2} Q d u i \cdot \delta d u i$$

（この式において、 $Q d u i$ 及び $\delta d u i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

$Q d u i$ 第 i 階のダンパー部分の保有水平耐力（令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算したダンパー部分の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）

。ただし、建築物が損傷限界に達する時に第 i 階のダンパー部分に生じる層せん断力がダンパー部分の保有水平耐力を下回る場合にあっては、当該層せん断力の数値とする。（単位 キロニュートン）

$\delta d u i$ $Q d u i$ の値を、当該階のダンパー部分の水平方向の剛性で除して得た第 i 階のダンパー部分の層間変位（単位 メートル）

$w d p i$ 第 i 階のダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーで、次の式によって計算した数値（単位 キロニュートンメートル）

$$w d p i = 2(\delta_i - \delta d u i) Q d u i \cdot n_i$$

この式において、 δ_i 、 δ_{dui} 、 Q_{dui} 及び n_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

δ_i 第*i*階の損傷限界時層間変位（単位 メートル）

Q_{dui} 第*i*階のダンパー部分の保有水平耐力（単位 キロニュートン）

δ_{dui} Q_{dui} の値を、第*i*階のダンパー部分の水平方向の剛性で除して得た第*i*階のダンパー部分の層間変位（ δ_i が δ_{dui} を下回る場合は、 δ_i とする。）（単位 メートル）

n_i 第*i*階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値で、二とする。ただし、架構の形式その他の各階の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて当該数値を別に計算することができる場合は、当該計算によることができる。

三 第一号の規定によって計算した地震により建築物に作用するエネルギーが、前号の規定によって計算

した建築物が損傷限界に達する時のエネルギーを超えないことを確かめること。

四 建築物の各階に作用する層せん断力を次の式によって計算し、当該層せん断力その他の各階に作用す

る力による層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（当該層せん断力その他の各階に作用する力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

$$Q_i = C_i \cdot A_i \sum_{j=1}^N m_j \cdot g$$

この式において、 Q_i 、 C_i 、 A_i 及び m_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_i 第*i*階に作用する層せん断力（単位 キロニュートン）

C_i 一階の地震層せん断力係数で、各階に層せん断力が作用する場合の各階の層間変位に対して第二号の規定を準用して計算した各階のひずみエネルギーの総和が、第一号の規定によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー以上となる数値とする。

A_i 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三を準用して求めた A_i の数値。この場合において、Tの定義中「第二に定めるTの数値」とあるのは「第四第一号に規定するTdの数値」と読み替えるものとする。

m_i 第*i*階の質量（第*i*階が支える部分の固定荷重及び積載荷重の和（令第八十六条第二項た

だし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。以下、この号において同じ。）と第i階の直上階が支える部分の固定荷重及び積載荷重の和との差を重力加速度で除いたものをいう。以下同じ。）（単位 トン）

五 ダンパー部分を有する場合にあつては、前号の規定によつて計算した層間変位、主架構及びダンパー部分の剛性及び耐力その他の実況を考慮して、第一号に規定するエネルギーが作用した後に生ずる残留層間変位その他の残留変形によつて建築物に構造耐力上の支障を生じないことを確かめること。

第五 令第八十二条の六第四号の規定によること。

第六 建築物の地上部分について、次に定める計算を行うこと。

一 イの規定によつて計算した各階の主架構の保有累積塑性変形倍率が、ロの規定によつて計算した各階の主架構の必要累積塑性変形倍率以上であることを確かめること。ただし、ロ(1)に規定するEsの数値が負となる場合にあつては、この限りでない。

イ 建築物の各階の主架構の保有累積塑性変形倍率を、当該階の主架構の部分又は部材（以下単に「部材」という。）が次の式によつて計算した部材の保有累積塑性変形倍率に達する時の当該階の主架構

の累積塑性変形倍率以下の数値として求めること。ただし、保有累積塑性変形倍率に達した部材を取り除いたと仮定した架構がなお倒壊、崩壊等に至っていないことが確認された場合においては、当該架構に基づき求められた当該階の主架構の保有累積塑性変形倍率を考慮して求めることができる。

$$m \cdot \eta = \frac{1}{2} \frac{Wm}{Wm_1}$$

この式において、m・c・η、Wm及びWm1は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m・c・η 部材の保有累積塑性変形倍率

Wm 部材に繰り返し変形を加える場合において、当該部材に破断その他の耐力が急激に低下する破壊が生ずるまでに当該部材が塑性ひずみエネルギーとして吸収することができる

エネルギー（単位 キロニュートンメートル）

Wm1 部材が塑性ひずみエネルギーとして吸収するエネルギーの基準値で、令第三章第八節第四款に規定する材料強度によつて計算した部材の全塑性耐力の二乗の数値を当該部材の剛性で除して得た数値（単位 キロニュートンメートル）

ロ 建築物の各階の主架構の必要累積塑性変形倍率を次に定めるところによって計算すること。

- (1) 地震によって建築物に作用するエネルギーのうち建築物に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーを、次の式によって計算すること。

$$E_s = \frac{1}{2} M \cdot V_s^2 - W_e$$

この式において、E_s、M、V_s及びW_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_s 建築物に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー（単位 キロニュートンメートル）

M 建築物の地上部分の全質量（単位 トン）

V_s 次の表の式によって計算した地震により建築物に作用するエネルギーの速度換算値（単位 メートル毎秒）。ただし、建築物の減衰等を考慮して地震により建築物に作用するエネルギーの速度換算値を別に定めることができる場合は、当該値とすることができる。

$T_s < 0.16$ の場合	$V_s = r \cdot \frac{T_s}{2\pi} (3.2 + 30T_s) Z G_s$
$0.16 \leq T_s < 0.64$ の場合	$V_s = r \cdot \frac{T_s}{2\pi} 8Z G_s$
$0.64 \leq T_s$ の場合	$V_s = r \cdot \frac{1}{2\pi} 5.12Z G_s$

この表において、T_s、Z、G_s及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s 第四第一号に規定するT_dの数値から構造形式等に応じて次の表に掲げる倍率を当該T_dに乗じて得た数値までの間において最大のV_sを算出することができる数値（単位 秒）。

ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて建築物の有効周期を別に計算することができる場合は、当該計算によることができる。

構造形式等		倍率
(一)	鉄骨造で水平力を負担する筋かいのない剛接架構その他の地震による塑性変形を受けた後に剛性及び耐力が低下しない復元力特性を有するもの	一・二
(二)	(一)に掲げるものの以外のもの	一・四

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

G_s 令第八十二条の六第三号の表に規定するG_sの数値

r 第四第一号の表中rに関する表の式を準用して計算した数値。この場合において、「Td」とあるのは「Ts」と読み替えるものとする。

s We 第四第二号の規定を準用して計算した建築物が弾性ひずみエネルギーとして吸収することができるエネルギー（単位 キロニュートンメートル）。この場合において、同号のniの定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と令第八十二条の四に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて当該建築物に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーを別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。

- (2) 建築物の各階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーを、次の式によって計算すること。ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて各階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーを別に計算できる場合には、当該計算によることができる。

$$E_{s_i} = \frac{s_i (p_i \cdot p_{ti})^{4/5}}{\sum_{j=1}^N s_j (p_j \cdot p_{tj})^{4/5}} \cdot E_s$$

この式において、 E_{s_i} 、 s_i 、 p_i 、 p_{ti} 、 δ 及び E_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{s_i} 第i階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー（単位 キロニュートンメートル）

s_i 次の式によって計算した一階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーに対する第i階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーの比を表す基準値

$$s_i = \left(\frac{\sum_{j=1}^N \frac{m_j}{M} \right)^2 \cdot A_i \cdot \frac{Q_{ni} \delta_{fni}}{Q_{ni} \delta_{fni}}$$

この式において、 m_i 、 M 、 A_i 、 Q_{ni} 及び δ_{fni} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m_i 第i階の質量（単位 トン）

M 建築物の地上部分の全質量（単位 トン）

A_i 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三を準用して求めた A_i の数値。
。この場合において、T の定義中「第二に定める T の数値」とあるのは「第四第一号に規定する T_d の数値」と読み替えるものとする。ただし、各階の必要累積塑性変形倍率が均等になる降伏層せん断力係数（令第八十二条の四に規定する第 i 階の保有水平耐力を当該階の支える部分の固定荷重と積載荷重の和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）によって除した数値いう。以下同じ。）の分布を別に計算することができる場合は、当該計算によることことができる。以下、(2)において同じ。

Q_{ui} 令第八十二条の四に規定する第 i 階の保有水平耐力（単位 キロニュートン）

δ_{fui} 第 i 階の主架構の保有水平耐力（令第三章第八節第四款に規定する材料強度

によって計算した主架構の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）を当該主架

構の水平方向の剛性で除して得た第 i 階の層間変位（単位 メートル）

p_i 次の式によって計算した一階の降伏層せん断力係数に対する第 i 階の降伏層せん断力係数の比と A_i の数値との比

$$p_i = \frac{\alpha_i}{\alpha_1 A_1}$$

〔この式において、α_i は、第 i 階の降伏層せん断力係数を表すものとする。〕

p_{ti} 第 i 階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーの当該階の偏心による割増しに等価な降伏層せん断力係数の低減係数で、令第八十二条の三第二号の規定によって計算した第 i 階の偏心率に応じて次の表に掲げる数値とする。ただし、偏心を有する建築物の地震応答に対し、各階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーの当該階の偏心による割増しに等価な降伏層せん断力係数の低減の程度を別に計算することができる場合は、当該計算によることことができる。

偏心率		p t iの数値
(一)	R e ≤ 0.15 の場合	一・〇
(二)	0.15 < R e < 0.3 の場合	(一)と(三)に掲げる数値を直線的に補間した数値
(三)	0.3 ≤ R e の場合	〇・八五

この表において、R e は、各階の偏心率を表すものとする。

建築物に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーを各階の剛性及び耐力に応じて各階に分配する程度を表す数値で、架構の性状等に応じて次の表に掲げる数値とする。ただし、架構の形式その他の建築物の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて、当該程度を表す数値を別に計算することができるときは、当該計算によることができる。

架構の性状等		その数値
(一)	建築物の地上部分の全ての柱とはりとの接合部（最上階の柱頭部分及び一階の柱脚部分を除く。）において柱の耐力和が梁の耐力和より十分に大きな剛接架構その他の建築物に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギーが特定層に集中し難い架構	一

(一)	(一)に掲げる架構以外の架構	一一
-----	----------------	----

ES (1)の規定によって計算した建築物に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー (単位 キロニュートンメートル)

(3) 建築物の各階の主架構の必要累積塑性変形倍率を、次の式によって計算すること。

$$\bar{\eta}_i = \frac{1}{2 Q_{lu_i}} \frac{E_{Sfi}}{\delta_{lu_i}}$$

この式において、 η_{fi} 、 Q_{fui} 、 δ_{fui} 及び E_{Sfi} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

— η_{fi} 第*i*階の主架構の必要累積塑性変形倍率

Q_{fui} 第*i*階の主架構の保有水平耐力 (単位 キロニュートン)

δ_{fui} Q_{fui} を第*i*階の主架構の水平方向の剛性で除して得た第*i*階の層間変位 (単位 メートル)

E_{Sfi} 次の式によって計算した第*i*階の主架構に塑性ひずみエネルギーとして吸収され

るエネルギー(単位 キロニュートンメートル)

$$E_{Si} = E_s \frac{Q_{ui}}{Q_{ui}}$$

この式において、 E_{Si} 及び Q_{ui} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{Si} (2)の規定によって計算した第*i*階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー(単位 キロニュートンメートル)

Q_{ui} 令第八十二条の四に規定する第*i*階の保有水平耐力(単位 キロニュートン)

ニダンパー部分を有する場合にあつては、イの規定によって計算した各階のダンパー部分の保有累積塑性変形倍率が、ロの規定によって計算した各階のダンパー部分の必要累積塑性変形倍率以上であることを確かめること。

イ 建築物の各階のダンパー部分の保有累積塑性変形倍率を、前号イの規定を準用して計算すること。
ロ 建築物の各階のダンパー部分の必要累積塑性変形倍率を次に定めるところによって計算すること。

$$\bar{\eta}_{di} = \frac{1}{2} \frac{E_{Sdi}}{Q_{ui} \cdot \delta_{dii}}$$

この式において、 η_{di} 、 E_{Sdi} 、 Q_{dii} 及び δ_{dii} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

— η_{di} 第*i*階のダンパー部分の必要累積塑性変形倍率

Q_{dii} 第*i*階のダンパー部分の保有水平耐力(単位 キロニュートン)

δ_{dii} Q_{dii} の値を、第*i*階のダンパー部分の水平方向の剛性で除して得た第*i*階のダンパー部分の層間変位(単位 メートル)

E_{Sdi} 次の式によって計算した第*i*階のダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー(単位 キロニュートンメートル)

$$E_{Sdi} = E_s \frac{Q_{ui}}{Q_{ui}} + E_{pi} + \beta_i E_{di}$$

この式において E_{Si} 、 Q_{ui} 、 $2E_{dpi}$ 、 $1E_{dpi}$ 及び β は、それぞれ次の

数値を表すものとする。

E S i 前号ロ(2)の規定によって計算した第 i 階に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー(前号ロ(1)に規定する E s の数値が負となる場合にあっては、零とする。)(単位 キロニュートンメートル)

Q u i 令第八十二条の四に規定する第 i 階の保有水平耐力(単位 キロニュートン)

2 E d p i 次の式によって計算した前号ロ(1)に規定する地震に対してダンパー部分のみが塑性変形している時にダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー(単位 キロニュートンメートル)

$$2 E d p i = 2(\delta_i - \delta_{dui}) R_{dui} 2 n_i$$

この式において、 δ_i 及び $2 n_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

δ_i 第四第四号の規定を準用して計算した建築物に前号ロ(1)に規定するエネルギー $s W_e$ が作用する時の第 i 階の層間変位(第四第四号の C 1 の定義中「第

一号の規定によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー」とあるのは「第六第一号ロ(1)に規定される $s W_e$ の数値」と、同号の n_i の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。)(単位 メートル)。ただし、前号ロ(1)に規定する E S の値が負となる場合にあっては、第四第四号の規定を準用して求めた第 i 階の層間変位とする。この場合において、同号の C 1 の定義中「第一号の規定によって計算した地震により建築物に作用するエネルギー」とあるのは「第六第一号ロ(1)に規定される E s 及び $s W_e$ を加えた数値」と、第四第四号の n_i の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。

2 n i 第 i 階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値で、二十とする。ただし、架構の形式その他の各階の地震応答に影響を与えるものの実況に応じてダンパー部分の塑性変形の累積の程度を別に計算することができる場合は、当該計算によることができる。

$1 E d p i$ 次の式によつて計算した第四第一号に規定する地震によつて作用するエネルギーのうちダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー

(単位 キロニュートンメートル)

$$1 E d p i = 2(\delta i - \delta d u i) P d u i n i$$

この式において、 δi 、 $1 n i$ は、それぞれ次の数値を表す。

δi 第四第四号の規定によつて計算した第 i 階の層間変位 (δi が $\delta d u i$ を

下回る場合は、 $\delta d u i$ とする。) (単位 メートル)

$1 n i$ 第 i 階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値で、十とする

。ただし、架構の形式その他の各階の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて当該数値を別に計算することができる場合は、当該計算によることができる。

β 第四第一号に規定する地震によるエネルギーの割増係数で五とする。ただし、地震の発生頻度等に応じて当該係数を別に計算できる場合は、当該計算によることので

きる。

第七 令第八十二条第四号の規定によること。

第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び第四第一号に定める地震によつて各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同告示第八第二号中「令第八十二条の六第三号の規定」とあるのは「第四第四号の規定」と、同号イ及びロ中「建築物の損傷限界時」とあるのは「第四第一号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時」と、同号ハ中「建築物の損傷限界時における」とあるのは「第四第四号の規定によつて」と読み替えるものとする。

第九 令第八十二条の六第八号の規定によること。

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文
国土交通省告示第千百十三号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
一 略 二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。) イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。) (1) (8) 略 (9) 鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K五六七四)鉛・クロムフリーさび止めペイント)に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイントの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するものを除く。) (10) (12) 略 ロ・ハ 略	一 略 二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。) イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。) (1) (8) 略 (9) (11) 略 ロ・ハ 略

第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文
国土交通省告示第千百十四号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
一 略 二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。) イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。) (1) (8) 略 (9) JIS K五六七四(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイントの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆の規格に適合する鉛・クロムフリーさび止めペイント (10) (12) 略 ロ 略	一 略 二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。) イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。) (1) (8) 略 (9) (11) 略 ロ 略

改 正 案	現 行
一 略 二 次に掲げる建築材料（施工時に塗布される場合に限る。） イ 次に掲げる塗料（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。） (1) (8) 略 (9) JIS K五六七四（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する鉛・クロムフリーさび止めペイント (10) (12) 略	一 略 二 次に掲げる建築材料（施工時に塗布される場合に限る。） イ 次に掲げる塗料（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。） (1) (8) 略 (9) (11) 略

平成十二年建設省告示第千四百四十六号（建築物の基礎、主要構造部等）に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）改正案

改 定 案

現 行 告 示

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一（第三）略

第一（第三）略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

第一号に掲げる建築材料	料
日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E二〇一（普通レール及び分岐器用特殊レール）二〇〇一、JIS E二〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九八、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八	

第一号に掲げる建築材料	料
日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E二〇一（普通レール及び分岐器用特殊レール）二〇〇一、JIS E二〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九八、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八	

料	第一第七号に掲げる建築材料	第一第六号に掲げる建築材料
略	規定されるセメントを用いるものを除く。 JIS A五三〇八レディミクスコンクリート J〇〇三(セメント)とJIS R五二四(エポセメント)に	JIS A五五四〇(建築用ターンバックル) J二〇〇三、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴) J二〇〇三又はJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト) J二〇〇三

別表第二（品質基準及びその測定方法等）	
第一第六号に掲げる建築材料	JIS A五五〇（建築用タインバックル）―「九八二」、JIS A五五〇一（建築用タインバックル胴）―「九九三」又はJIS A五五〇二（建築用タインバックルボルト）―「九九三」
第一第七号に掲げる建築材料	JIS A五三〇八（レディーミクストコンクリート）―「九八八」
略	略

第一第三	JIS G 3535 (ワイヤロープ) — 一九九八、JIS G 3546 (異形線ロープ) — 二〇〇〇、JIS G 3549 (構造用ワイヤロープ) — 二〇〇〇又はJIS G 3550 (構造用ステンレス鋼ワイヤロープ) — 二〇〇三
略	略
第一第五	JIS Z 2283 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージーク溶着金属の品質区分及び試験方法) — 一九九三、JIS Z 2281 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) — 一九九一、JIS Z 2282 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒) — 一九九〇、JIS Z 2284 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) — 一九九九、JIS Z 2283 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) — 二〇〇三、JIS Z 2282 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) — 一九九九、JIS Z 2283 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) — 一九九九、JIS Z 2285 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) — 一九九九、JIS Z 2286 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) — 一九九九、JIS Z 2287 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) — 二〇〇一、JIS Z 2284 (ステンレス鋼サブマージーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) — 一九九九、JIS Z 2285 (軟鋼及び高張力鋼用エレクトロslag溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) — 一九九九又はJIS Z 2282 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ) — 二〇〇〇

第一第三号に掲げる建築物	第一第五号に掲げる建築物
略	略
JIS G 3525 (ワイヤロープ) ー 一九九八 JIS G 3546 (異形線ロープ) ー (二〇〇〇)又はJIS G 3549 (構造用ワイヤロープ) ー (二〇〇〇)	JIS Z 3283 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶着金属の品質区分及び試験方法) ー 一九九三 JIS Z 3221 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) ー 一九九一 JIS Z 3222 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒) ー 一九九〇 JIS Z 3224 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) ー 一九九九 JIS Z 3321 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) ー 一九八九 JIS Z 3322 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) ー 一九九九 JIS Z 3323 (軟鋼、高張力鋼及び低張力鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) ー 一九九九 JIS Z 3325 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) ー 一九九九 JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) ー 一九九九 JIS Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) ー 一九九九 JIS Z 3324 (ステンレス鋼サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) ー 一九九九 JIS Z 3325 (軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) ー 一九九九又はJIS Z 3322 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ) ー (二〇〇〇)

第一第二号に掲げる建築材料			
三・七略	一略	三・七略	JIS G 2223 (鉄及び鋼) マンガン定量方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼) アルミニウム定量方法 ― JIS G 2224 (鉄及び鋼) JIS G 2223 (鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼)
二略	二略	二略	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欠陥の有無及び外観の状況の測定を行うことのできる方法によること。 イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B 065
三・四略	三・四略	三・四略	五次に掲げる方法によること。
五略	五略	五略	五次に掲げる方法によること。

第一第二号に掲げる建築材料			
三・七略	一略	三・七略	JIS G 2223 (鉄及び鋼) マンガン定量方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼) アルミニウム定量方法 ― JIS G 2224 (鉄及び鋼) JIS G 2223 (鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼)
二略	二略	二略	二次に掲げる方法によること。 イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B 065
三・四略	三・四略	三・四略	五次に掲げる方法によること。
五略	五略	五略	五次に掲げる方法によること。

第一第二号に掲げる建築材料			
三・七略	一略	三・七略	JIS G 2223 (鉄及び鋼) マンガン定量方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼) アルミニウム定量方法 ― JIS G 2224 (鉄及び鋼) JIS G 2223 (鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼)
二略	二略	二略	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欠陥の有無及び外観の状況の測定を行うことのできる方法によること。 イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B 065
三・四略	三・四略	三・四略	五次に掲げる方法によること。
五略	五略	五略	五次に掲げる方法によること。

第一第二号に掲げる建築材料			
三・七略	一略	三・七略	JIS G 2223 (鉄及び鋼) マンガン定量方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼) アルミニウム定量方法 ― JIS G 2224 (鉄及び鋼) JIS G 2223 (鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法 ― JIS G 2223 (鉄及び鋼)
二略	二略	二略	二次に掲げる方法によること。 イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B 065
三・四略	三・四略	三・四略	五次に掲げる方法によること。
五略	五略	五略	五次に掲げる方法によること。

第一第三号に掲げる建築材料		七略	一略
		七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イハ 略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イハ 略
二略	二略		二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。
三略	三略		一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。
四略	四略		五 定着装置に鋼素線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施する方法又はこれと同等以上に引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定できる方法によること。
五略	五略		イニ 略

第一第三号に掲げる建築材料		七略	一略
		七 次に掲げる方法によること。 イハ 略	一 次に掲げる方法によること。 イハ 略
二略	二略		二 次に掲げる方法によること。
三略	三略		一 次に掲げる方法によること。
四略	四略		五 定着装置に鋼素線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施し、引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定すること。
五略	五略		イニ 略

H12_1446.doc-7

第一第四号に掲げる建築材料		一略	二略	三略
		一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イロ 略	二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 略 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 イ 略 ・ 略 JIS G 2223 (鉄及び鋼のマンガン定量方法) ― 1001 ・ 略 JIS G 2253 (鉄及び鋼のスパーク放電発光分光分析方法) ― 1001 ・ 略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イロ 略

第一第四号に掲げる建築材料		一略	二略	三略
		一 次に掲げる方法によること。 イロ 略	二 次に掲げる方法によること。 イ 略 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 イ 略 ・ 略 JIS G 2223 (鉄及び鋼のマンガン定量方法) ― 1981 ・ 略 JIS G 2253 (鉄及び鋼のスパーク放電発光分光分析方法) ― 1995 ・ 略	一 次に掲げる方法によること。 イロ 略

H12_1446.doc-8

第一第五号に掲げる建築物材料	第一第六号に掲げる建築物材料	第一第五号に掲げる建築物材料		第一第六号に掲げる建築物材料	
		四略	一略	二略	三略
一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ、二略	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ、ロ略	三 JIS Z 3310 (溶接材料寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装) 一一九九九によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ、二略	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。	二次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。

第一第五号に掲げる建築物材料	第一第六号に掲げる建築物材料	第一第五号に掲げる建築物材料		第一第六号に掲げる建築物材料	
		四略	一略	二略	三略
一次に掲げる方法によること。 イ、二略	二次に掲げる方法によること。 イ、ロ略	三 JIS Z 3310 (溶接材料寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装) 一一九九九によること。	二次に掲げる方法によること。 イ、二略	二次に掲げる方法によること。	二次に掲げる方法によること。

H12_1446.doc-9

第一第七号に掲げる建築物材料	第一第六号に掲げる建築物材料	第一第七号に掲げる建築物材料		第一第六号に掲げる建築物材料	
		四略	一略	二略	三略
四次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R 5201 (セメントの物理試験方法) 一一九九七、水和熱の測定は、JIS R 5203 (セメントの水和熱測定方法 (溶解熱方法)) 一一九九五、組成の測定は、JIS R 5202 (ポルトランドセメントの化学分析方法) 一一九九九又は JIS R 5204 (セメントの蛍光 X 線分析方法) 一一〇〇二 JIS R 5204	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。

第一第七号に掲げる建築物材料	第一第六号に掲げる建築物材料	第一第七号に掲げる建築物材料		第一第六号に掲げる建築物材料	
		四略	一略	二略	三略
四次に掲げる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージ又はこれと同等以上のねじ精度測定器具を用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R 5201 (セメントの物理試験方法) 一一九九七、水和熱の測定は、JIS R 5203 (セメントの水和熱測定方法 (溶解熱方法)) 一一九九五、組成の測定は、JIS R 5202 (ポルトランドセメントの化学分析方法) 一一九九九によること。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。	一次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に、欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ、ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。

H12_1446.doc-10

三略	四 三略又はスランプフローの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形状及び材料分離に対する抵抗性についてスランプ又はスランプフローによる場合と同等以上に評価できる特性	三略	四 スランプにあつては、JIS A 111 (コンクリートのスランプ試験方法) 1119に、スランプフローにあつては、JIS A 1150 (コンクリートのスランプフロー試験方法) 1150によること。ただし、スランプ又はスランプフロー以外の特性値とする場合にあっては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形状、流動性及び材料分離に対する抵抗性を、スランプ又はスランプフローによる場合と同等以上に測定できる試験方法によること。

三略	四 スランプの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形状、流動性及び材料分離に対する抵抗性についてスランプによる場合と同等以上に評価できる特性値にあつては、当該特性値とすることが	三略	四 JIS A 1101 (コンクリートのスランプ試験方法) 1198によること。ただし、スランプ以外の特性値とする場合にあっては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形状、流動性及び材料分離に対する抵抗性を、スランプによる場合と同等以上に測定できる試験方法によること。

H12_1446.doc-11

七略	第一第十七号に掲げる建築材料	七略	七略
五略	六略	五略	六 JIS A 1144 (フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法) 1101又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定する方法によること。

七略	第一第十七号に掲げる建築材料	七略	七略
五略	六略	五略	六 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 1198附属書五又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定できる方法によること。

H12_1446.doc-12

材料		
略	八・九略	イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五 三 (鋼のマクロ組織試験方法) 一一九 九六、JIS G〇五六五 (鉄鋼材料 の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分 類) 一一九二、JIS G三三四三 一一 (非破壊試験) 浸透探傷試験 第 一部: 一般通則: 浸透探傷試験方法及 び浸透指示模様の分類) 一一〇一、 JIS G三三四四 (金属材料のバル ス反射法による超音波探傷試験方法通 則) 一一九三に規定する方法又はこ れらと同等以上に接合の健全性を確認 できる方法によること。 ロ 略
略	八・九略	

別表第三 略

附則
この告示は、公布の日から施行する。
附則

材料		
略	八・九略	イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五 三 (鋼のマクロ組織試験方法)、JIS G〇五六五 (鉄鋼材料の磁粉探傷 試験方法及び磁粉模様の分類) 一一九 九二、JIS G三三四三 (浸透探傷 試験方法及び浸透指示模様の分類) 一 一九九二、JIS G三三四四 (金属 材料のバルス反射法による超音波探傷 試験方法通則) 一一九三に規定する 方法又はこれらと同等以上に接合の健 全性を確認できる方法によること。 ロ 略
略	八・九略	

別表第三 略

附則
この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

改 定 案	現 行 告 示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）（以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 第一 床版又は屋根版 略 一 鋼板は、次に定めるところによること。 イ 構造用鋼材を用いること。 ロ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。 ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。 日本工業規格（以下「JIS」という。）G 3352（デッキプレート）「100」に適合する形状とすること。 厚さは、一・二ミリメートル以上とすること。 高さは、五十ミリメートル以上とすること。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）（以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 第一 床版又は屋根版 略 一 鋼板は、次に定めるところによること。 イ 構造用鋼材を用いること。 ロ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。 ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。 日本工業規格（以下「JIS」という。）G 3352（デッキプレート）「100」に適合する形状とすること。 厚さは、一・二ミリメートル以上とすること。 高さは、五十ミリメートル以上とすること。

みぞ下寸法は、三十八ミリメートル以上とすること。 みぞ上寸法は、五十八ミリメートル以上とすること。 単位幅は、二百五ミリメートル以下とすること。 みぞの方向の有効長さは、一・八メートル以下とすること。 二・ホ 略 三 略 第二 接合 略 一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。 イ 略 ロ 鋼板に設けたみぞの方向の端部において接合する場合にあつては、当該鋼板の各みぞの下フランジにおいて接合しなければならない。 ハ・ニ 略 二 略 第三・第四 略 附 則 この告示は、公布の日から施行する。	みぞ下寸法は、三十八ミリメートル以上とすること。 みぞ上寸法は、五十八ミリメートル以上とすること。 みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とすること。 みぞの方向の有効長さは、一・八メートル以下とすること。 二・ホ 略 三 略 第二 接合 略 一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。 イ 略 ロ 鋼板に設けたみぞの方向に垂直な方向の端部において接合する場合にあつては、当該鋼板の各みぞの下フランジにおいて接合しなければならない。 ハ・ニ 略 二 略 第三・第四 略 附 則 この告示は、公布の日から施行する。
--	--

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 一九八七に適合するS
R 二三五及びSRR 二九五、SD 二九五A、SD 二九五B、SD 三四五及び
SD 三九〇を、SRR 二三五及びSDR 二三五は、JIS G 3117 (鉄筋
コンクリート用再生棒鋼) 一九八七に適合するSRR 二三五及びS
DR 二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とす
る。

二・三 略

第二 略
一 略

略	鋼材等の種類及び品質			略	基準強度 (単位 一平方ミリメー トルにつきニュートン)
	略	略	略		
略	略	略	ステン レス鋼	略	略
			構造用 鋼材	略	略
略	略	略	SUS 三〇四 A SUS 二六 A SDP 四 SDP 五	略	二三五
			SUS 三〇四 N 二 A SDP 六	略	二三五

JIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一九八七に定める
SRR 二三五及びSDR 二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の
表において同様とする。

二・三 略

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数
値 (異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材
の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二
号において同じ。) とする。

略	鋼材等の種類及び品質			略	基準強度 (単位 一平方ミリメー トルにつきニュートン)
	略	略	略		
略	略	略	ステン レス鋼	略	略
			構造用 鋼材	略	略
略	略	略	SUS 三〇四 A SUS 二六 A	略	二三五
			SUS 三〇四 N 二 A	略	二三五

二 略
第三・第四 略

附 則

1 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

二 略
第三・第四 略

附 則

1 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号は、廃止する。

改定案	現行告示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支柱、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、タインバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度並びにタッピンねじ等の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支柱及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タインバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度並びにタッピンねじ等の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 第一・第二略 第三 基準強度 一〇三 略 四 第一第五号に規定するタインバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたタインバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支柱、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、タインバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度並びにタッピンねじ等の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支柱及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、タインバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度並びにタッピンねじ等の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 第一・第二略 第三 基準強度 一〇三 略 四 第一第五号に規定するタインバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたタインバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

略	略
この表において、タインバックルは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五四〇（建築用タインバックル）―二〇〇三、JIS A五五四一（建築用タインバックル）―二〇〇三及びJIS A五五四二（建築用タインバックル）―二〇〇三に規定するタインバックルに適合するものとする。 五〇八 略 附 則 この告示は、公布の日から施行する。 附 則 この告示は、公布の日から施行する。	この表において、タインバックルは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五四〇（建築用タインバックル）―一九八二、JIS A五五四一（建築用タインバックル）―一九九三及びJIS A五五四二（建築用タインバックル）―一九九三に規定するタインバックルを表すものとする。 五〇八 略 附 則 この告示は、公布の日から施行する。